

徳島県規則第五号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

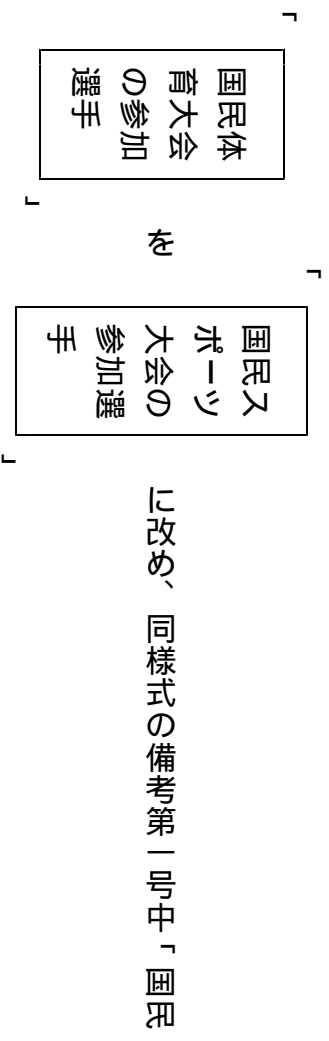
徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項から第四項までの規定中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第二十五条の四の二第一項中「から第二十五項まで」を「又は第二十二項」に改める。

様式第十二号中



体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の様式第十二号に相当する改正前の様式第十二号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。